

# 役員等報酬に関する規程

社会福祉法人 ウォームハート

## 役員等報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ウォームハート定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

### (報酬支給規定)

第3条 支給対象者の区分、支給基準について以下のとおりとする。

役員等	対象者区分	支給基準	個人別上限額
理事	常勤理事長	年俸制（月割支給）	年額 500 万円
	非常勤理事長	年俸制（月割支給）	年額 180 万円
	常務理事	年俸制（月割支給）	年額 400 万円
	職員兼常務理事	役員報酬（毎月支給）	月額 5 万円
	非常勤理事	役員報酬（毎月支給）	月額 2 万円
監事		役員報酬（毎月支給）	月額 2 万円
評議員		役員報酬（毎月支給）	月額 2 万円

2 報酬総額についてはつぎのとおり上限枠を設ける。

役員等	年間支給限度額
理事	700 万円
監事	50 万円
評議員	180 万円

### (実際支給額の決定)

第4条 定時評議員会において決定する。

### (出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	報酬（日額）	宿泊費（日額）	そ の 他
実 費	8,000 円（県外） 6,000 円（県内）	13,000 円（県外） 10,000 円（県内）	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬の支給日)

第7条 役員報酬の支給日は、当月分を次月の10日に指定する口座へ振り込むものとする。ただし、その日が休日、日曜日、または土曜日に当たるときは、その日前においてその日にもっとも近い日を支給日とする。

(規程の変更)

第8条 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の決議を経てこれを行う。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年12月19日から施行する。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。